

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 大震災の場合の住宅ローン控除の特例

Q：私は、平成5年に住宅を取得し、住宅取得等特別控除の適用を受けていましたが、この度の阪神大震災により被災しました。

このような場合は、もう住宅取得等特別控除の適用はないのでしょうか。

A：「住宅取得等特別控除」制度は、住宅を借入金によって取得した場合、一定の要件を満たしていれば、6年間税額控除が受けられるというもので、住宅ローン控除と呼ばれたりしています。

年の途中で対象家屋を居住の用に供しなくなった場合には、原則として、その年分以降適用はなくなります。

しかし、災害により居住の用に供することができなくなった場合には、その事由が生じた年分については適用されることになっています。

そこで、本来は被災した年＝平成7年分の所得税までの適用とされ、計6年にわたる控除期間がなお残されているも、以後は適用はないこととなります。

しかし、今回の阪神・淡路大震災で被災したため居住できなくなったケースでは、6年にわたる控除期間の残存期間について引き続き税額控除を認める措置が講じられました。

よって、ご質問の場合は引き続き税額控除の適用があります。

